

◆当院は保険医療機関の指定を受けています

◆入院基本料に関する事項

2病棟：一般病棟入院基本料 15対1（看護補助者 30対1）

地域一般入院料 3 60床

当病棟では、1日に10人以上の看護職員（看護師及び准看護師）及び5人以上の看護補助者が勤務しています。時間帯毎の配置は次のとおりです。

8時40分～16時40分まで

看護職員1人当りの受持数は8人以内、看護補助者1人当りの受持数は10人以内

16時40分～0時40分まで

看護職員1人当りの受持数は23人以内

0時40分～8時40分まで

看護職員1人当りの受持数は23人以内

◆明細書の発行状況に関する事項

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行することと致しました。なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

◆東北厚生局長への届出事項に関する事項

＜入院食事療養費について＞

当病院では、入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

＜基本診療料＞

- ・ 一般病棟入院基本料 15 対 1（地域一般入院料 3）
- ・ 救急医療管理加算
- ・ 診療録管理体制加算 3
- ・ 医師事務作業補助者体制加算 1
- ・ 看護補助加算 1
- ・ 療養環境加算
- ・ 重症者等療養環境特別加算
- ・ 感染対策向上加算 3
- ・ 連携強化加算
- ・ サーベイランス強化加算
- ・ データ提出加算 2、4
- ・ 入退院支援加算 1
- ・ 認知症ケア加算

<特掲診療料>

- ・ 夜間休日救急搬送医学管理料の注3に掲げる救急搬送看護体制加算
- ・ がん治療連携指導料
- ・ 薬剤管理指導料
- ・ 医療機器安全管理料1
- ・ 検体検査管理加算(Ⅱ)
- ・ CT撮影及びMRI撮影
- ・ 無菌製剤処理料
- ・ 脳血管疾患等リハビリテーション(Ⅱ)
- ・ 運動器リハビリテーション(Ⅱ)
- ・ 呼吸器リハビリテーション(Ⅰ)
- ・ がん患者リハビリテーション料
- ・ 人工腎臓
- ・ 導入期加算1
- ・ 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- ・ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ・ 医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術
- ・ 輸血管理料Ⅱ
- ・ 胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・ 別添1の「第14の2」の1の(3)に規定する在宅療養支援病院
- ・ 看護職員処遇改善評価料41
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- ・ 入院ベースアップ評価料63

## ◆保険外負担に関する事項

## ＜保険外併用療養費＞

## 特別の療養環境の提供の場合

217、218、220、221、222、223、 228、230、231、232、233号室	個室1日につき	1,650円
225、226、227号室	個室1日につき	3,300円

## ＜療養の給付と直接関係ないサービス等の費用徴収＞

当院では以下の項目について、その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。

病衣使用料日につき	1日につき	85円
介護寝巻代日につき	1日につき	110円
在宅医療に係る交通費	1回につき	200円
保険会社入院（通院）証明書	1通につき	4,400円
病院様式診断書	1通につき	2,200円
病院様式証明書	1通につき	1,100円
特定疾患申請書	1通につき	4,400円
身体障害者用診断書	1通につき	5,500円
医療照会書（肝炎訴訟用（簡易なもの））	1通につき	1,650円
年金用診断書	1通につき	5,500円
自賠責診断書	1通につき	4,400円
後遺障害診断書	1通につき	5,500円
おむつ使用証明書	1通につき	1,100円
施設入所用診断書	1通につき	2,750円
医療費領収証明書	1通につき	1,100円
画像データCD-R（本人用）	1枚につき	1,100円
インフルエンザワクチン	1回につき	3,800円
肺炎球菌ワクチン プレベナー	1回につき	11,720円
診察券再発行	1枚につき	100円
コピー代	1枚につき	10円
FAX代	1枚につき	50円

なお当院では、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は行っておりません。